商品概要説明書

スーパー定期貯金<複利型>

(2023年4月1日現在)

商品名	・年金受給者・予約者専用定期貯金「虎の子」
ご利用いただける方	・当JAで年金受給(予約)を指定する個人のお客様
	なお、お預入時点で55歳以上65歳以下の個人の方
販売対象・受入条件	・当JAでの公的年金受給者または予約者であること
	・「虎の子」(注1) はお一人さま、一口限り(複利型を含む)のお預入となり
	ます。(注2)
	・すでにご契約いただいている定期貯金(注3)からのお預替えは対象外です。
	(注1)「虎の子」とは本商品および、金利上乗せ定期貯金「虎の子」(2020
	年2月取扱終了)を指します。
	(注2)66歳になる誕生日の前日(非営業日にあたる場合は66歳になる誕生
	日の前日の前営業日)までは、本商品を再契約することができます。
	なお、再契約する場合は窓口での手続きが必要となります。
	(注3)「GOGO人生」「虎の子」および「GOGO人生」「虎の子」から自
	動継続されたスーパー定期貯金は除きます。
期間	
<i>为</i> 1 间	・定型方式・・・3年、4年、5年
	・自動継続(元金継続または元利金継続)にてお預かりします。
預入方法	let are a
(1)預入方法 (2)預入金額	・一括預入 ・300 万円以上 1,000 万円以内
(3)預入単位	• 1 円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
	・一部支払いの取扱いができます。預入日の1か月後の応当日以後に、1万円
	以上1円単位で、当JA所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。
利 息	・預入時のスーパー定期貯金の店頭表示利率に「0.15%」を上乗せた利率を満
(1) 週用金利	・頂八時のペーパー定期打金の店頭表が利率に「0.13%」を工業せた利率を個 期日まで適用します。
	・自動継続後の適用金利は、自動継続日のスーパー定期貯金の店頭表示利率と
	なります。
(2) 利払頻度 (3) 計算方法	・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算
(0) 时异刀伍	・ 17 付上位を 1 円 2 した 1 中を 303 日 2 9 3 日 割 計算 C 0 11 月 ことに後利 計算 をします。
(4)税 金	・20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税となります。※2037 年 12
(= \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	月31日までの適用となります。
(5)金利情報の入手 方法	・スーパー定期貯金の店頭表示利率は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	_
付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができま
	す。
	・通帳レスロ座サービス (通帳等の発行に代えて J Aバンクアプリにより通帳 レスロ座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いた

	だくサービス)がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)
	により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。
	(1) 3年ものの定型方式
	① 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率
	② 預入期間が 6 か月以上 1 年未満の場合 約定利率×40%
	③ 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 約定利率×50%
	④ 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 約定利率×60%
	⑤ 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 約定利率×70%
	⑥ 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 約定利率×90%
	(2)4年ものの定型方式
	① 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率
	② 預入期間が 6 ヶ月以上 1 年未満の場合 約定利率×10%
	③ 預入期間が1年以上2年未満の場合 約定利率×20%
	④ 預入期間が2年以上3年未満の場合 約定利率×40%
	⑤ 預入期間が3年以上4年未満の場合 約定利率×80%
	(3)5年ものの定型方式
	① 預入期間が6ヶ月未満の場合 解約日における普通貯金利率
	② 預入期間が6か月以上1年6か月未満の場合 約定利率×10%
	③ 預入期間が1年6か月以上2年6か月未満の場合 約定利率×20%
	④ 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 約定利率×30%
	5 預入期間が3年以上4年未満の場合 約定利率×40%
	⑥ 預入期間が4年以上5年未満の場合 約定利率×60%
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険 法第 51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、 「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満た すもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保 護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または当JA担当部署(最終頁をご確認ください。)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA担当部署またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、直接お申し立ていただくことも可能です。東京弁護士会(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会(電話:03-3581-2249)「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレ

	ビ会議システム等により、共同して解決に当ります。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を
	移管します。
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているも
	のではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または
	東京三弁護士会にお問合せください。
その他参考となる	・自動継続後は商品名が「スーパー定期貯金(複利型)」に切り替わります。
事項	

本商品にかかる当組合の担当部署 長野県信連 JA バンク統括部 (電話:026-236-2065)